

ジェネリック医薬品の利用に伴う自己負担軽減通知を開始します

当組合では、医療費の更なる適正化を図る観点から、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）へのジェネリック医薬品の利用に伴う自己負担軽減通知の送付を開始いたします。

1 実施の背景

当組合においては、組合員の医療給付費が増加し、短期掛金率の引上げが続く中で、組合員の平均給料月額が年々減少しており、医療費の更なる適正化が急務です。

また、平成21年1月20日付けの厚生労働省通知「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」により取扱いが示されていることから、当組合においても、組合員等へのジェネリック医薬品の利用に伴う自己負担軽減通知の送付を開始いたします。

2 実施内容

- ① 調剤レセプトの内容点検を行い、その結果、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額の削減を図ることが見込まれる方について、ジェネリック医薬品の利用促進通知を送付させていただきます。
- ② 具体的には、対象となる組合員等に対しご案内文書「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のすすめ」を送付しますので、内容をご確認いただき、かかりつけの医療機関にご相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。
- ③ 調剤レセプトの内容点検、ご案内文書の発送及び問い合わせ対応は、株式会社オークスに業務委託して行います。

3 実施時期

平成25年7月から

4 個人情報の取扱いについて

個人情報保護法に基づき、委託先との間で照会文書「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のすすめ」にて案内させていただく内容は、ジェネリック医薬品の利用促進通知以外には使用しない旨の契約を締結しております。

5 実際の流れ

